

議案第 47 号

杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

経験年数の換算を改める等の必要がある。

杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則
杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則（平成 1 9 年杉並区教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「指導教諭」を「指導教諭
主務教諭」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 経験年数換算表（第 1 0 条関係）

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
学校教員（各種学校を除く。）としての在職期間		1 0 割	
官公庁の職員としての在職期間又は民間における在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	1 0 割	
	その他のもの	1 0 割以下	
学校における在学期間		1 0 割以下	在学期間は、正規の修学年数の範囲とする。
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの	1 0 割以下	職務に従事しない期間は、経験年数 1 0 年（換算 5 年）を限度とする。
	その他のもの	5 割以下	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表
 (※別表第3の全部を改正するものであるが、改正の前後で差異がある箇所を太字下線としている。)

新						旧					
別表第1 学校教育職員給料表級別資格基準表(第3条関係)						別表第1 学校教育職員給料表級別資格基準表(第3条関係)					
職種	学歴免許等	職務の級				職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級			1級	2級	3級	4級
略	大学卒		0	8	2	略	大学卒		0	8	2
指導教諭	短大卒		0	8	2	指導教諭	短大卒		0	8	2
主務教諭											
略						略					
備考 この表の職務の級の欄に掲げる数字は、当該級に決定されるために必要な経験年数を示す。						備考 この表の職務の級の欄に掲げる数字は、当該級に決定されるために必要な経験年数を示す。					
別表第3 経験年数換算表(第10条関係)						別表第3 経験年数換算表(第10条関係)					
経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考			経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考		
学校教員(各種学校を除く。)としての在職期間		10割				学校教員(各種学校を除く。)としての在職期間		10割			
官公庁の職員としての在職期間又は民間における在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの(常時勤務に服する者として職務に	10割				官公庁の職員としての在職期間	直接関係がある	10割			
							と認められるもの				
							その他のもの	8割			
						民間における在職期間	直接関係がある	10割			
							と認められるもの				

新					旧				
		<u>従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。)</u>							
		<u>その他のもの</u>	<u>10割以下</u>			<u>その他のもの</u>	<u>8割</u>		
学校における在学期間			<u>10割以下</u>	<u>在学期間は、正規の修学年数の範囲とする。</u>	学校における在学期間			<u>5割</u>	<u>1 在学期間は、正規の修学年数の範囲とする。</u> <u>2 従事する職務に特に有用と認められる在学期間については、人事委員会の承認を得て8割に換算することができる。</u>
<u>その他の期間</u>	<u>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの</u>	<u>10割以下</u>		職務に従事しない期間は、経験年数10年（換算 5 年）を限度とする。	<u>その他の期間</u>		<u>5割</u>	職務に従事しない期間は、経験年数10年（換算 5 年）を限度とする。	
	<u>その他のもの</u>	<u>5割以下</u>							

備考

次の（１）及び（２）の期間は、10割に換算することができる。

（１） 研究所の研究員として勤務した期間

（２） 職務の内容が明らかに教育職員としての職務に役立つと認められる職務に勤務した期間